

第93回教育研究評議会議事要録

1 日 時 平成23年3月28日（月）10:00～12:05

2 場 所 事務局第1会議室

3 東日本大震災支援活動について

学長及び理事（総務・情報担当）から、資料1に基づき、3月11日（金）に発生した東北地方太平洋沖地震による被災者への支援及び被災地の復興支援等の本学の支援活動について報告があった。

4 議 事

(1) 教員の人事について

（教員の人事に関する案件であるため非公開）

(2) 平成23年度年度計画（案）について

理事（総務・情報担当）から、平成23年度年度計画については、2月24日開催の本評議会において、部局等からの意見への対応について審議し、その後、更に検討を加え必要な修正を行い、今回文部科学省へ届け出る様式で整理した最終案である資料3について提案があり、審議の結果、異議なく了承された。

(3) 長崎大学副部局長規則の一部改正について

理事（総務・情報担当）から、資料4に基づき、2月24日開催の本評議会において長崎大学教務委員会規則を一部改正することが了承され、各学部及び各研究科の教務を担当する副部局長を同委員会の委員とすることになったことに伴い、整合性を図るため、長崎大学副部局長規則において部局に副部局長を置く場合は教務を担当する副部局長を置くことを追加することについて提案があり、審議の結果、異議なく了承された。

(4) 長崎大学に置く講座，学科目等に関する規則の一部改正について

理事（総務・情報担当）から、資料5に基づき、①工学部及び生産科学研究科の改組に伴い新たに領域を置くこと、②医歯薬学総合研究科の教育研究分野の見直すこと、③熱帯医学研究所に新たに臨床研究部門を設置することに伴い、長崎大学に置く講座，学科目等に関する規則を一部改正することについて、提案があり、審議の結果、異議なく了承された。

また、工学部長から、外部から研究内容がわかるようにするために、新たに「領域」という大きな枠組みを作り運営していく旨の補足説明があった。

さらに、生産科学研究科長から、柔軟性のある教育システムにするために、新たに「領域」という大きな枠組みを作ったこと、また今後も時代に対応して検討していく旨の補足説明があった。

(5) 組織改廃に伴う関係規則の整備について

理事（総務・情報担当）から、資料6に基づき、①生産科学研究科を改組し、新たに工学研究科及び水産・環境科学総合研究科を設置することに伴い、関係規定を整備すること、②水産・環境科学総合研究科が設置されることに伴い、学内共同教育研究施設である環東シナ海海洋環境資源研究センターを同研究科の附属施設とし、併せて名称を変更すること、③長崎大学心の教育総合支援センターが平成23年3月31日をもって廃止されることに伴い、関係規定を整備するため、長崎大学入学者選抜規則等を一部改正することについて提案があり、審議の結果、資料4のP41の別表に記載してある「工学部事務長」及び「水産学部事務長」を「工学部支援課長」及び「水産学部支援課長」に修正して、了承された。

(6) 長崎大学学内共同教育研究施設長等選考規則の一部改正について

理事（人事・評価担当）から、資料7に基づき、生産科学研究科を改組し、新たに工学研究科及び水産・環境科学総合研究科を設置することに伴い、センター長の選考に当たっての候補者の推薦に関する規定を見直すため、長崎大学学内共同教育研究施設長等選考規則を一部改正することについて提案があり、審議の結果、異議なく了承された。

(7) 長崎大学有期雇用職員就業規則の一部改正について

理事（人事・評価担当）から、資料8に基づき、わが国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に応じ、当該機関の業務に従事させため、学長が特に必要と認める有期雇用職員で一定の要件を満たすものを派遣することができるようにするため、長崎大学有期雇用職員就業規則を一部改正することについて提案があり、審議の結果、異議なく了承された。また、これに伴い、学長裁定「有期雇用職員の国際機関等への派遣について」を定めることについて説明があった。

(8) 長崎大学人事委員会規則の一部改正について

理事（総務・情報担当）から、資料9に基づき、①人事委員会の審議事項のうち男女共同参画に関する事項の審議については、長崎大学男女共同参画推進センター運営委員において行うこととするため同委員会の審議事項から削除すること、②生産科学研究科を改組し、新たに工学研究科及び水産・環境科学総合研究科を設置することに伴い、人事委員会の組織について見直すため、長崎大学人事委員会規則を一部改正することについて提案があり、審議の結果、異議なく了承された。

(9) 長崎大学における教員の任期に関する規則の一部改正について

学長から、資料10に基づき、①生産科学研究科を改組し、新たに工学研究科及び水産・環境科学総合研究科を設置することに伴い、任期制を導入している教育研究組織から工学部、生産科学研究科及び環東シナ海海洋環境資源研究センターを削除し、新たに水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センターの教員及び工学研究科の助教（一部の助教を除く。）に任期制を導入すること、②本学の大学教育機能開発センターにおける「初年次教育指導支援システムを用いた教育改善の実践と展開に関するプロジェクト」が終了したことに伴い、期間を定めて実施するプロジェクトに雇用する教員に係る任期制の規定を削除すること、③申請者及び事務取扱者の利便性を考慮し、育児休業等任期特例申請書を見直した

め、長崎大学における教員の任期に関する規則を一部改正することについて提案があり、審議の結果、異議なく了承された。

また、工学部長から、工学研究科の任期制については、助教（一部の助教を除く。）に導入することが了承されたが、全教員に対して導入するに至らなかったため、今後継続して任期制の拡大を検討していく旨の説明があった。

さらに、生産科学研究科長から、全教員に対して任期制を導入することについて検討していくとともに、任期制に替わる研究業績を評価するシステムを検討していく旨の説明があった。

なお、審議の過程において、大要次のような意見等があった。

- 任期制の一番の課題は論文数であり、あまりに論文数に捕らわれすぎて、長期的な仕事ができないこともあるため、任期制については改善する余地がある。
- テニュアトラック制、任期制に関わらず、定期的に研究業績を評価することは必要である。
- 国立大学の教員は、どのような社会的責任があるかを説明する必要があるため、それを証明するのが任期制であると考える。
- 任期制は研究分野で基準が異なるが、各部局で目標・基準を定めることにより、部局全体の底上げにつながる。
- 研究業績評価と任期制は基本的には別であり、研究業績評価のための任期制であってはならない。

(10) 産学官連携機構の改組について

副学長（産学連携担当）から、資料11に基づき、長崎大学産学官連携機構を産学官連携戦略本部に改組することについて提案があり、審議の結果、異議なく了承された。

なお、審議の過程において、大要次のような意見等があった。

- 人材育成とはどういうことか。
- 教職員の協力を得て、①企業とのマネジメントが可能な人材、②技術管理が可能な人材を、地域・社会から育成することである。
- 新体制になって、専任の教員は増えるのか。
- 増やす努力はするが財政的に厳しいので、当面の間はRA等に対応する予定であるが、現状より減ることはない。
- 先導生命科学研究センターについては、どうなるのか。
- 先導生命科学研究センターは、全学組織としては残すが、医歯薬学総合研究科が運営することを希望している。文教地区と坂本地区は分けて考えているが、今後検討していく予定である。

(11) 長崎大学学則の一部改正について

理事（教学担当）から、資料12に基づき、①医学部医学科の入学定員を平成23年度から平成29年度まで1人増員すること、②歯学部の第3年次編入学を廃止すること、③工学部を7学科から1学科に改組するとともに教員免許状の種類に高一種免許（数学）及び同（理科）を追加することに伴い、長崎大学学則を一部改正することについて提案があり、審議の結果、異議なく了承された。

(12) 長崎大学教務委員会専門部会規程の制定について

理事（教学担当）から、資料13に基づき、教務委員会に専門的事項の調査・検討行

うための専門部会として、大学院部会、全学教育実施専門部会及び評価・FD教育改善専門部会を置くことに伴い、各専門部会の任務、組織、運営等に関して必要な事項を定めるため、長崎大学教務委員会専門部会規程を制定することについて提案があり、審議の結果、異議なく了承された。

(13) 平成23年度における「学生による授業評価」について

理事（教学担当）から、資料14に基づき、平成23年度における「学生による授業評価」について、実施及び授業評価結果の個別公開方法について提案があり、審議の結果、改善に向けて今後検討していく旨同理事からの発言もあり、原案どおり了承された。

なお、審議の過程において、大要次のような意見等があった。

- オムニバス形式の授業評価については、全体の評価なのか。もしくは個別の評価か。
- どちらにするかは、早急に検討する。
- 部局共通項目の設問6について、学生から何の学習意欲なのか分からないため答えづらいという意見がある。内容を検討すべきではないか。
- 今までの経緯を考慮して検討した内容なので、平成23年度はこの内容で実施させていただきたい。
- 教員の評価は改善点等の記述する欄があるのに、なぜ別途5段階の教員の評価を入れたのか。また、このような授業評価は効果が上がっているか疑問であり、無意味である。
- このような授業評価によって、学生が授業に対する意見を表明する場があつてよい。これにより教員も気が引き締まる。
- 1つの科目に関して、中間の授業評価と期末の授業評価の2回実施しなくてはいけないのか。
- 中間の授業評価は努力目標であり、強制ではないが、期末の授業評価については全員に実施してもらおう。
- 授業評価の個別公開について、受講生に限らず全員に公開すべきではないか。
- 授業評価の個別公開について抵抗がある教員が多数いるため平成23年度は受講生に限らせていただきたい。将来的には全員に公開する方向で検討したい。

(14) 長崎大学学生会館等運営委員会規程の廃止について

副学長（学生担当）から、資料15に基づき、第2期中期計画及び平成22年度年度計画に掲げる全学委員会の統廃合の推進に基づき、長崎大学学生会館等運営委員会を廃止するため、長崎大学学生会館等運営委員会規程の廃止について提案があり、審議の結果、異議なく了承された。

また、学生会館等の運営に関する審議については、長崎大学学生委員会規則第10条の規定により置く専門委員会において行う旨の説明も加えられた。

5 報告事項

(1) 新執行部体制について

議長から、資料16に基づき、平成23年度の新執行部体制について報告があった。

(2) その他

ア 理事の退任について

議長から、3月31日限りで退任する理事について紹介があり、挨拶があった。

イ 評議員の退任について

議長から、3月31日限りで退任する評議員について紹介があり、挨拶があった。

ウ 学長特別補佐について

議長から、3月31日限りで退任する学長特別補佐について紹介があった。

エ 部課長等の異動について

事務局長から、部課長等の異動について紹介があり、挨拶があった。

以上